



本社機能の移転・拡充に対する県税の軽減措置

〔 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って
整備される特定業務施設に係る県税の不均一課税 〕

他県からの本社機能の移転または県内での本社機能の拡充を
促進するため、県税の不均一課税措置が講じられています。

認定地域再生計画

(青森地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト)

○ 対象事業・地域

事業区分		対象地域
移転型	東京23区から県内に本社機能 を移転	県内全市町村の一部区域
拡充型	県内にある本社機能を拡充または 東京23区以外の地域から県内に 本社機能に移転	県内37市町村の一部区域 【津軽地域】 17市町村（今別町を除く） 【県南地域】 20市町村（佐井村・新郷村を除く）

○ 対象施設（特定業務施設）

事務所	調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門 その他管理業務部門
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

不均一課税の要件

①	平成30年3月31日までに、県から地方活力向上地域特定業務施設 整備計画(特定業務施設整備計画)の認定を受けていること
②	特定業務施設整備計画の認定を受けてから2年以内に、特定業務施設の 用に供する減価償却資産を新增設すること
③	減価償却資産の取得価額が3,800万円以上(中小事業者・企業者は 1,900万円以上)であること



不均一課税の税率

個人事業税 法人事業税 (移転型のみ)	通常税率の 1/2(1年目)、3/4(2年目)、7/8(3年目)
不動産取得税	通常税率の 1/10
県固定資産税 (大規模償却資産分)	【移転型】通常税率の 1/10(1年目)、1/4(2年目)、2/4(3年目)
	【拡充型】通常税率の 1/10(1年目)、1/3(2年目)、2/3(3年目)

その他の支援制度

①	債務保証(中小企業基盤整備機構)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
②	オフィス減税(所得税、法人税)	建物等の取得価額に対する特別償却または税額控除
③	雇用促進税制(所得税、法人税)	特定業務施設の当期増加雇用者に対する税額控除
④	設備投資に対する補助金 (青森県産業立地促進費補助金)	誘致企業の本社機能移転のために行う設備投資に対する補助 (対象:設備投資5,000万円以上、新規雇用5人以上)
⑤	新規雇用に対する奨励金 (県:本社機能移転雇用拡大事業)	誘致企業の本社機能移転に伴う雇用に対する奨励金 (対象:新規雇用5人以上)
⑥	従業員・家族の転入に対する補助金 (県:転入経費助成事業)	誘致企業の本社機能移転に伴う従業員等の県外からの転居費用に対する補助

①については中小企業基盤整備機構、②についてはお近くの税務署、③についてはお近くのハローワークと税務署、④～⑥については青森県産業立地推進課・立地支援グループ(017-734-9380)にお問い合わせください。

県税の軽減措置については、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内6610・6614 (直)017-734-9972・9973	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内327・378 (直)0172-32-4341	〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内208・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内208・212 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内209 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

H28. 3. 25